

添付法令資料 1 :

モロッコにおける不動産の権利保全に係る税率を定める

1997 年 6 月 30 日付政令第 2-97-358 号 (目次)

- 第 1 条 (無題)
    - 第 1 章 登録の義務
    - 第 2 章 1913 年 8 月 12 日付勅令第 84 条に基づく不動産権利証書の登録・備置
    - 第 3 章 地形測量
    - 第 4 章 鉱山に係る権利証書
    - 第 5 章 雑則
  - 第 2 条 (無題)
  - 第 3 条 (無題)
- (上記は、すべて原文のままです。)

添付法令資料 2 :

韓国自然災害対策法 (目次)

2016 年 1 月 27 日法律第 13924 号により一部改正 2017 年 1 月 28 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 3 条)
  - 第 2 章 自然災害の予防及び備え
    - 第 1 節 自然災害軽減協議及び自然災害危険改善地区整備 (第 4 条ないし第 15 条)
    - 第 2 節 風水害 (第 16 条ないし第 22 条)
    - 第 3 節 削除 (第 23 条ないし第 25 条の 4)
    - 第 4 節 雪害 (第 26 条ないし第 28 条)
    - 第 5 節 干ばつ (第 29 条ないし第 33 条)
  - 第 3 章 災害情報及び非常支援等 (第 34 条ないし第 45 条)
  - 第 4 章 災害復旧 (第 46 条ないし第 57 条)
  - 第 5 章 防災技術の研究及び開発 (第 58 条ないし第 63 条)
  - 第 6 章 補則 (第 64 条ないし第 76 条の 2)
  - 第 7 章 罰則 (第 77 条ないし第 79 条)
- 附則

添付法令資料 3 :

保険に関する 2004 年 4 月 30 日付モンゴル国法律（新版）（目次）  
2015 年最終改正

- 第 1 章 総則（第 1 条ないし第 5 条）  
第 2 章 保険の分類、種類及び形式（第 6 条ないし第 10 条）  
第 3 章 保険事業の国による規制（第 11 条ないし第 15 条）  
第 4 章 保険事業に従事する特別認可証の授与（第 16 条ないし第 20 条）  
第 5 章 特別認可証に係る活動に対し行う監督（第 21 条）  
第 6 章 財産、財務源泉及び支払能力（第 22 条ないし第 28 条）  
第 7 章 会計記帳及び会計監査（第 29 条ないし第 38 条）  
第 8 章 アクチュアリ、アクチュアリの監督・検査及び報告（第 39 条ないし第 45 条）  
第 9 章 再保険（第 46 条ないし第 48 条）  
第 10 章 保険者の義務及び保険者に対し行う制限（第 49 条ないし第 57 条）  
第 11 章 市場倫理（第 58 条及び第 59 条）  
第 12 章 名称に対する監督の実行（第 60 条）  
第 13 章 監督・検査、情報の収集及び報告（第 61 条ないし第 65 条）  
第 14 章 強制（第 66 条ないし第 74 条）  
第 15 章 保険事業の譲渡又は合併（第 75 条）  
第 16 章 保険者の解散（第 76 条ないし第 80 条）  
第 17 章 その他（第 81 条ないし第 85 条）

添付法令資料 4 :

鉱物及び石炭の鉱業事業活動におけるダイベストメント手続及び  
ダイベストメントの対象となる株式の価格決定メカニズムに関する 2017 年  
1 月 18 日付インドネシア共和国エネルギー鉱物資源大臣規程 No.9 (目次)  
同月 20 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 ダイベストメント
  - 第 1 節 総則 (第 2 条及び第 3 条)
  - 第 2 節 ダイベストメント手続 (第 4 条ないし第 10 条)
  - 第 3 節 ダイベストメントの対象となる株式の譲渡手続 (第 11 条ないし第 13 条)
  - 第 4 節 ダイベストメントの対象となる株式の価格決定手続 (第 14 条)
- 第 3 章 経過規定 (第 15 条)
- 第 4 章 終則 (第 16 条及び第 17 条)

添付法令資料 5 :

鉱産物開発に対する環境保衛費用に関するベトナム政府の議定 (目次)  
2016 年 12 月 24 日付第 164/2016/ND-CP 号議定 / 17.01.01 施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 3 条)
- 第 2 章 鉱産物開発に対する環境保衛費用の金額、計算方法、登記、納付及び使用管理 (第 4 条ないし第 8 条)
- 第 3 章 施行条項 (第 9 条ないし第 11 条)